

政府労災保険の給付内容

事故の種類	給付の種類	給付の内容
死亡の場合	遺族補償給付	死亡した従業員の収入によって生計を維持していた妻・子・父母等に支払われる年金(遺族補償年金) 年金額 給付基礎日額×(245日分~153日分) (注)遺族補償年金を受け得る遺族がまったくいないとき等の場合は遺族補償一時金(給付基礎日額×1,000日分)が支給されます
	葬 祭 料	葬祭を行なう者に対して315,000円+給付基礎日額×30日分(最低保障 給付基礎日額×60日分)
後遺障害を残した場合	障害補償給付	障害等級1級~7級まで 給付基礎日額×313~131日分の年金 障害等級8級~14級まで 給付基礎日額×503~56日分の一時金
傷害・疾病の場合	休業補償給付	賃金を受けない日の第4日目から休業1日につき給付基礎日額×60%
	療養補償給付	労災病院・労災指定医療機関等での療養の給付またはそれ以外の医療機関等での療養の費用の支給
	傷病補償年金	療養の開始後1年6ヶ月を経過した日以降において、傷病が治らず、かつその傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に給付基礎日額×313~245日分の年金
介護補償給付		常時介護を要する場合:その月において介護に要する費用として支出された費用の支給(上限105,130円) 随時介護を要する場合:支出された費用の支給(上限 52,570円)

(注)1.上記のほか、特別支給金の制度があります。
2.給付基礎日額とは、事故前3ヶ月間に支払われた賃金の総額(ボーナス等は含まれません。)をその期間の暦日数で割った金額をいいます。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

UAゼンセン加盟組合のある
企業の皆様へ

2017年募集版

友愛安全協会

労災付加 給付共済

〈災害付帯費用付〉

給付金(保険金)の支払いは東京海上日動の労働災害総合保険普通保険約款・特約条項に従います。
労働災害総合保険(法定外補償保険)

従業員の方の労災事故について、「政府労災保険」の上乗せ補償をカバーする保険です。

いま、
多くの企業が
労働災害対策として
法定外補償
を導入されて
います。

**ご存じ
ですか?**
政府労災保険で
いくら
支払われるか。

**ストレスチェック
制度支援サービス
あり!!**

(ストレスチェックパッケージ
サービス(TMSナビライト)
実施費用2年間無料!!)

団体加入により、新規加入でも、
過去の損害率による割引 **20%**、
事業所数割引 **10%** 等により、
お手頃な掛金で加入頂けます!

補償期間(保険期間): 2017年9月1日午前0時~2018年9月1日午後4時
加入締切日: 2017年8月1日(火)必着



お問い合わせ先

UAゼンセン 福祉共済互助会

UAゼンセン 生活応援・共済事業局

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-16

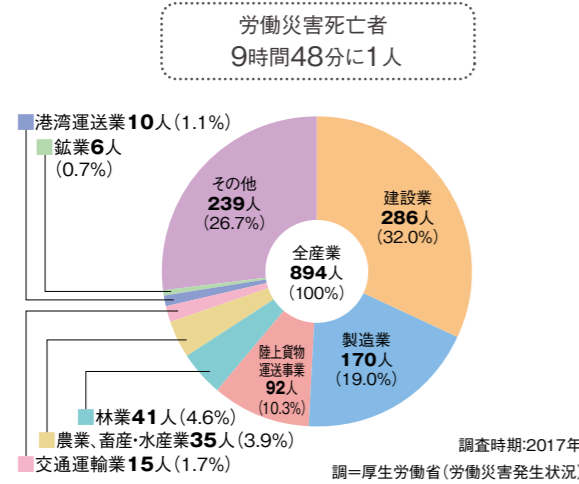
TEL 03-3288-3533

FAX 03-3288-3708

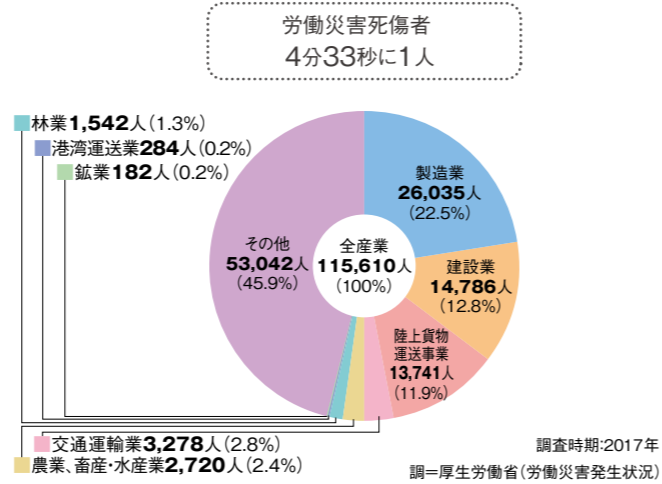
産業別労働災害発生状況

UAゼンセンの加盟組合においても多くの労働災害が発生している

死亡災害

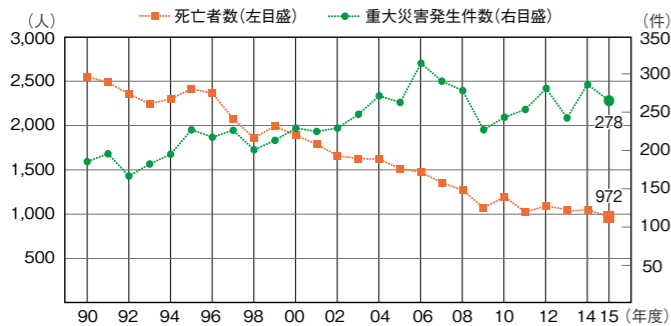


死傷災害 死亡災害及び休業4日以上

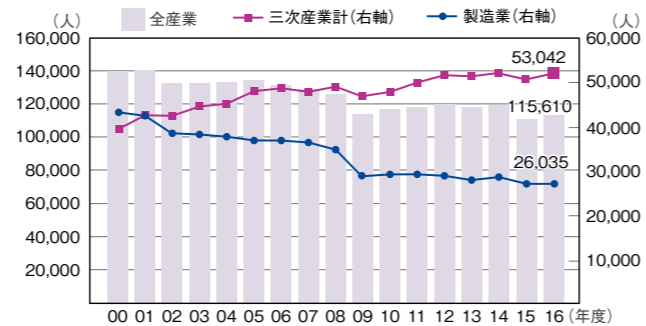


労働災害の発生状況の推移

労働災害による死亡者数と重大災害発生件数

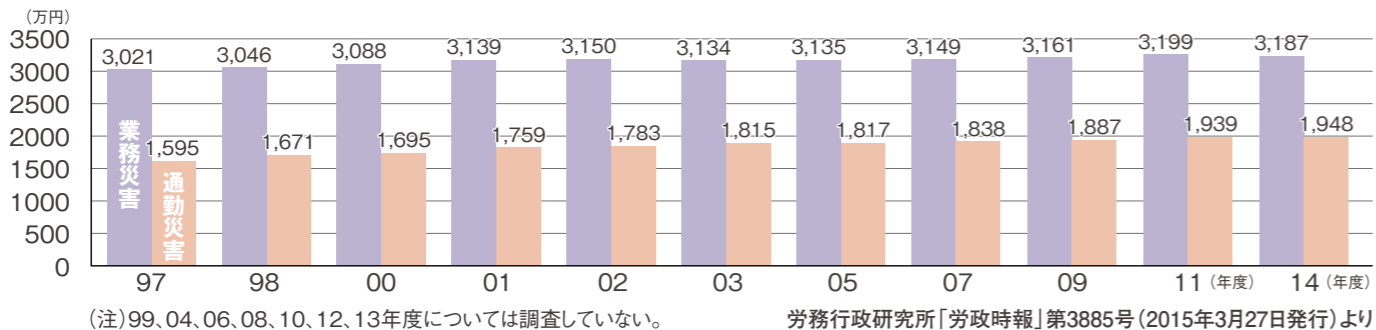


労働災害の死傷者数 死亡災害及び休業4日以上



業務災害、通勤災害の法定外死亡遺族補償額の推移

従業員の福利厚生充実、重要な経営課題の1つですが、労働災害の分野において労災上乗せ補償(法定外補償)を実施している企業の、平均給付金額は以下のようになっています。



上記の調査では、有扶養世帯の業務上災害死亡による遺族見舞金の社会水準は**3,277万円**となっています。

業務上災害死亡によるUAゼンセンの遺族見舞金の要求は、**3,400万円**として取り組んでいます。

制度内容

労災付加給付共済 (労働災害総合保険の法定外補償保険)

労災付加給付共済(労働災害総合保険の法定外補償保険)は、政府労災保険の上乗せ保険ですから、貴社が「政府労災保険」にご加入済みであることが必要です。

この共済は

貴社の従業員が、業務上または通勤途中で身体の障害(負傷、疾病、後遺障害、死亡)を被り、政府労災保険の給付が決定された場合に、貴社が行う法定外労災上乗せ補償に対して保険金をお支払いします。(通勤途上の身体の障害については、通勤災害担保特約の付帯が必要です。)

お支払いする保険金

- 1 死亡補償保険金
- 2 後遺障害補償保険金
- 3 災害付帯費用保険金

ご希望により、休業補償保険金の補償や使用者賠償責任保険を付帯することも可能です。特約を付帯することにより、退職者加算保険金もお支払いします。さらに、通勤災害担保特約(オプション)を付帯することにより、業務上の事由だけでなく、従業員が通勤により被った身体障害もこれらの保険金のお支払い対象とすることが出来ます。

オプション

休業補償保険金

退職者加算保険金

使用者賠償責任保険金 (使用者賠償責任保険)

*業務災害、通勤災害(オプション付帯時)の認定および後遺障害の等級、休業日数(オプション付帯時)の認定については、政府労災保険の判定に従います。
*死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金(オプション付帯時)および退職者加算保険金(オプション付帯時)は全額被災従業員またはその遺族にお支払いいただきます。なお、その際領収証をお取りつけいただくことになります。

特長・利点

1 掛金(保険料)に割引を適用

団体加入により、過去の損害率の割引**20%**、事業所数割引**10%**等が適用され、お手頃な掛金で加入頂けます。募集の結果、事業場数が100を下回った場合は掛金(保険料)の引き上げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、損害率による割引は、一定期間の保険金支払状況に応じて、毎年個別に決定します。

従業員300名超の場合さらに割引になります。(表1)

表1 割引早見表 **タイプ1** (例)

	繊維製造業	その他各種事業
1名の場合	6,030円	4,100円
500名の場合	5,080円	4,090円
1,000名の場合	4,030円	4,080円
2,000名の場合	3,280円	3,090円

※掛金(保険料)概算をご確認いただくための従業員一人当たり年間掛金(保険料)です。実際の掛金(保険料)は従業員数や、その他のご条件を確認させていただいた上で計算いたします。

2 災害付帯費用をセット

従業員が、死亡または後遺障害1級~7級のいずれかに該当する災害を被り法定外補償保険金が支払われる場合に、1従業員につき予め規定された金額(表2を参照ください)をお支払いします。

表2 災害付帯費用

障害の程度	保険金額
死亡	50万円
後遺障害 1級~3級	30万円
後遺障害 4級~7級	20万円

友愛安全協会の加入者(会員)のみこの労災付加給付共済に加入できます。

友愛安全協会について -友愛安全協会は労災防止などを目的とした協会です-

- 目的... ①労災事故の原因分析と防止対策の調査・研究に関する事業
②労働安全衛生対策に関する啓蒙・普及事業
③労災事故の補償に関する事業 等
- 加入資格... UAゼンセン加盟組合のある企業・組合
- 事務局... UAゼンセン生活応援・共済事業局に委託しています。
- 入会金... 1,000円(1団体)

UAゼンセンおすすめプラン

タイプ1

補償内容	補償区分		
	死亡	業務上・通勤途上(オプション付帯)災害保険金	退職者加算(オプション付帯)
後遺障害	1級	2,040万円	1,360万円
	2級	2,040万円	1,360万円
	3級	2,040万円	1,360万円
	4級	1,242万円	828万円
	5級	1,057万円	704万円
	6級	881万円	587万円
	7級	756万円	504万円
	8級	579万円	
	9級	458万円	
	10級	345万円	
	11級	258万円	
	12級	181万円	
	13級	126万円	
	14級	81万円	

タイプ2

補償内容	補償区分		
	死亡	業務上・通勤途上(オプション付帯)災害保険金	退職者加算(オプション付帯)
後遺障害	1級	1,530万円	1,020万円
	2級	1,530万円	1,020万円
	3級	1,530万円	1,020万円
	4級	931万円	621万円
	5級	792万円	528万円
	6級	660万円	440万円
	7級	567万円	378万円
	8級	434万円	
	9級	343万円	
	10級	258万円	
	11級	193万円	
	12級	135万円	
	13級	94万円	
	14級	60万円	

●タイプ1掛金(保険料)年間従業員ひとりあたり

コード	業種区分	掛金	
		(従業員数)300人の場合	(従業員数)1,000人の場合
41	食品製造業	6,810円	4,480円
42	繊維工業又は繊維製品製造業	6,030円	4,030円
46	印刷又は製本業	5,410円	3,670円
47	化学工業	9,060円	5,790円
48	ガラス又はセメント製造業	7,430円	4,840円
61	その他製造業	10,270円	6,490円
71	交通運輸業	7,900円	7,870円
72	貨物取扱事業	16,880円	16,800円
94	その他の各種事業	4,090円	4,080円
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4,090円	4,080円

●タイプ2掛金(保険料)年間従業員ひとりあたり

コード	業種区分	掛金	
		(従業員数)300人の場合	(従業員数)1,000人の場合
41	食品製造業	5,100円	3,360円
42	繊維工業又は繊維製品製造業	4,520円	3,030円
46	印刷又は製本業	4,050円	2,760円
47	化学工業	6,800円	4,350円
48	ガラス又はセメント製造業	5,570円	3,640円
61	その他製造業	7,700円	4,860円
71	交通運輸業	5,930円	5,910円
72	貨物取扱事業	12,670円	12,610円
94	その他の各種事業	3,080円	3,070円
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3,080円	3,070円

- ①上記保険料は従業員ひとりあたりの掛金(保険料)です。掛金(保険料)概算をご確認いただくための掛金(保険料)表です。実際の掛金(保険料)は従業員数や、その他のご条件を確認させていただいた上で計算いたしますので、お問い合わせください。
- ②上記の掛金(保険料)には、損害率による割引20%、事業場数割引10%が適用されております。募集の結果、事業場数が100を下回った場合には上記の事業場数の適用割引率が変わりますため、掛金(保険料)引き上げ等の変更をさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ③ご加入時に把握可能な最近の会計年度等の確定した平均従業員数等の算出基礎数字に基づいて保険料を算出します。保険期間中の従業員数等による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた平均従業員数等の算出基礎数字が把握可能な最近の会計年度等の数字に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

部門要求プラン

各部門の要求内容に基づいたプランにつきましては、別途資料をご請求ください。

上記プラン以外にも設計できます

過去の主な事故発生と給付実績例

(2017年4月現在)

会社名	事故内容	等級	金額
A社	帰宅時、自動車を運転中、自損事故発生	死亡	2,000万円
B社	自宅で倒れ、搬送先の病院で死亡、過労死認定	死亡	2,000万円
C社	帰宅時、自動車を運転中、自損事故発生	死亡	1,500万円
D社	工場内で作業中転倒し、右腕を骨折	後遺障害等級6等級	415万円
E社	工場内で作業中、手袋が機械に巻き込まれ指を負傷	後遺障害等級9等級	280万円
F社	トラックのコンテナから荷物を降ろす作業中に、落下し足を骨折	後遺障害等級9等級	190万円
G社	工場内でハシゴに登り作業中、落下し肩を負傷	後遺障害等級12等級	175万円

加入・諸手続

制度の取扱い 9月1日より1年間、中途加入もできます。(毎年6月に更新案内を送付)

- 補償期間(保険期間)・・・2017年9月1日午前0時から2018年9月1日午後4時まで。
- 加入締切日・・・2017年8月1日(火)までに加入依頼書兼保険料算出基礎数字申告書(兼試算依頼書)および、基礎数字が確認できる客観的資料を生活応援・共済事業局へ必着。
なお、加入にあたっては事前の試算が必要になりますので、加入依頼書兼保険料算出基礎数字申告書(兼試算依頼書)にて7月3日(月)までにFAXでご依頼をお願いします。
- 加入方法・・・「振込依頼書」に必要事項をご記入のうえ、掛金(保険料)は2017年8月1日(火)までに下記の口座(振込先:中央労働金庫市谷支店(普)2579547 名義 友愛安全協会)にお振込みください。また「加入依頼書兼保険料算出基礎数字申告書(兼試算依頼書)」および、基礎数字が確認できる客観的資料は必要事項をご記入のうえ、生活応援・共済事業局にお送りください。尚、2017年8月1日(火)以降のお振込となった場合は補償期間が10月1日以降となります。
- 中途加入の補償期間・・・中途加入の補償期間は、原則として中途加入手続が完了した月の翌月1日午前0時から2018年9月1日午後4時までの間です。
- 中途加入の掛金・・・中途加入の掛金は月割計算になります。詳しくは生活応援・共済事業局までお問い合わせください。
- 加入証・・・加入企業へは後日加入証を発行します。ご加入後1ヶ月を経過しても、加入証が届かない場合は、UAゼンセン生活応援・共済事業局までご照会ください。加入証到着までの間は、加入依頼書兼保険料算出基礎数字申告書(兼試算依頼書)をコピーし保管くださいますようお願いいたします。加入証は加入内容を確認する大切なものです。加入証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
- 脱退について・・・中途脱退は、毎月10日締め切りで、当月末にて脱退とします。脱退通知書をご提出いただき、掛金(保険料)の精算をさせていただきます。

■保険金をお支払いする場合

従業員が業務災害または通勤災害(通勤災害担保特約付帯の場合のみ)により保険期間中に身体に障害を被り、政府労災保険の給付が決定された場合に、貴社が労災上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。
*傷害保険、生命保険からの保険金支払いとは関係なく、保険金をお支払いします。

■被保険者(保険の補償を受けることができる方)となれる方

政府労災保険に加入されている企業・組合で、友愛安全協会の会員に限りです。

■お支払いする保険金の種類とお支払方法

*業務災害、通勤災害(オプション付帯時)の認定および後遺障害の等級、休業日数(オプション付帯時)の認定については、政府労災保険の判定に従います。

- 死亡補償保険金 = 加入企業・団体の従業員が労災事故により死亡した場合は、設定した死亡保険金額。
- 後遺障害補償保険金 = 加入企業・団体の従業員が労災事故により後遺障害を被った場合は、設定した後遺障害保険金額。
- 災害付帯費用保険金 = 死亡または後遺障害1級~7級のいずれかに該当する身体障害を被り、上記(1)または(2)の法定外補償保険金が支払われる場合に、1従業員につき予め規定された金額(P2の表2を参照ください)をお支払いします。
- 休業補償保険金[オプション] = 「休業補償」を付帯した場合、加入企業・団体の従業員が労災事故により身体に障害を被り休業した場合は、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、1.092日分を限度として1日につき設定した休業補償保険金額。
- 退職者加算保険金[オプション] = 「退職者加算特約」を付帯した場合、労災事故により後遺障害補償保険金の支払い対象となる身体障害を被り、その直接の結果として身体障害を被った時から3年以内に従業員が退職した場合に、通常の労災上乗せ補償に加えて支払われる「退職者加算金」として、設定した退職者加算保険金額。
- 使用者賠償責任保険金[オプション] = 法律上の損害賠償金は、正味損害賠償金額(*)から、免責金額を控除してお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。また、引受保険会社の同意を得て支出した争訟等解決のために要した費用(弁護士報酬等)、示談交渉に要した費用、権利の保全または行使に必要な手続きのための必要または有益な費用、保険会社の要求に従い協力するために要した費用もお支払い対象となります。
*「正味損害賠償金額」とは、法律上の損害賠償金から次のア~エを差し引いた金額をいいます。
ア. 政府労災保険等により給付されるべき金額 イ. 災害補償規程に基づき被保険者が給付すべき金額 ウ. 災害補償規程がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額 エ. 自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額

*死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複支払いはせず、どちらか高い方の金額を限度としてお支払いします。
*(休業補償に加入された場合)休業補償保険金は死亡補償保険金、後遺障害補償保険金と重複して、合算してお支払いします。
*(使用者賠償責任保険に加入された場合)賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましてはあらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

■被災補償対象者(従業員)の範囲

- 政府労災保険の給付の対象となるすべての従業員を対象といたします。(臨時雇、アルバイト、パート労働者、出向受入者も含まれます。)なお、政府労災保険に特別加入されている経営者も対象とすることができます。
- 出向者については、企業間の取り決めにより出向元で本共済に加入することもできます。出向元で出向者も対象とする場合は、加入依頼書にその旨明記してください。

■その他

過去3年間に3件以上の事故が発生した企業に関しては、割引率が変更されることがあります。

■保険金請求の必要書類

所定の請求書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災支給決定通知(写)等、その他引受保険会社が必要とする書類。
(事業主は補償金を支給した後、被災従業員またはその遺族から必ず領収書をお受け取りください。)

■保険金をお支払いできない主な場合(法定外補償保険)

- 政府労災保険の給付の対象とならない身体障害
 - 保険契約者・貴社または事業場責任者の故意による身体障害
 - 戦争・内乱等、その他これらに類似の事変または暴動(※1)および地震・噴火・これらによる津波に起因する身体障害
 - 風土病による身体障害
 - 従業員の故意または従業員の重大な過失のみによって、その従業員本人が被った身体障害
 - 従業員が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で車両を運転している間にその従業員本人が被った身体障害
 - 従業員の故意の犯罪行為によって、その従業員本人が被った身体障害
 - 従業員に対する第3日目までの休業補償給付(オプションにより休業補償に加入された場合)
 - 石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する身体障害
 - 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による身体障害
- (※1)セッティングされている戦争危険等免責に関する一部修正特約により、テロ行為による身体障害はお支払いの対象となります。

